

第2章 DVの現状

1 DVとは

(1) DVの形態

DVとは、配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた元恋人など親密な関係にある、又は、あった者からふるわれる暴力のことです。

DVには、殴ったり蹴ったりする身体的な暴力、心ない言動により相手の心を傷つける精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する性的な暴力、経済力を奪う経済的な暴力など様々な形態が存在します。

(2) DVの特徴

DVは、外部からの発見が困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「個人的な問題」という社会的な無理解により潜在化しやすく、周囲も気が付かないうちに暴力が継続し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

DVは、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する重大な社会問題です。

(4) 根底にある男女の不平等な関係

男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、わが国の男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーとしてみない女性差別意識や、夫が妻に暴力をふるうのはある程度しかたないといった考え方が、社会の根底にあり暴力を生み出す背景となっています。

2 DVの現状

(1) DVの相談件数

全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、平成29年度には約10万6件だったものが、新型コロナウイルス感染症がまん延した令和2年度には約19万件と1.6倍に急増しています。

鹿児島県においても、配偶者暴力相談支援センターへ寄せられた相談件数（本人からの相談・通報の合計）は、平成29年度の1,336件が、令和2年度には1,996件となっ

ており、全国と同様に過去最多となっています。

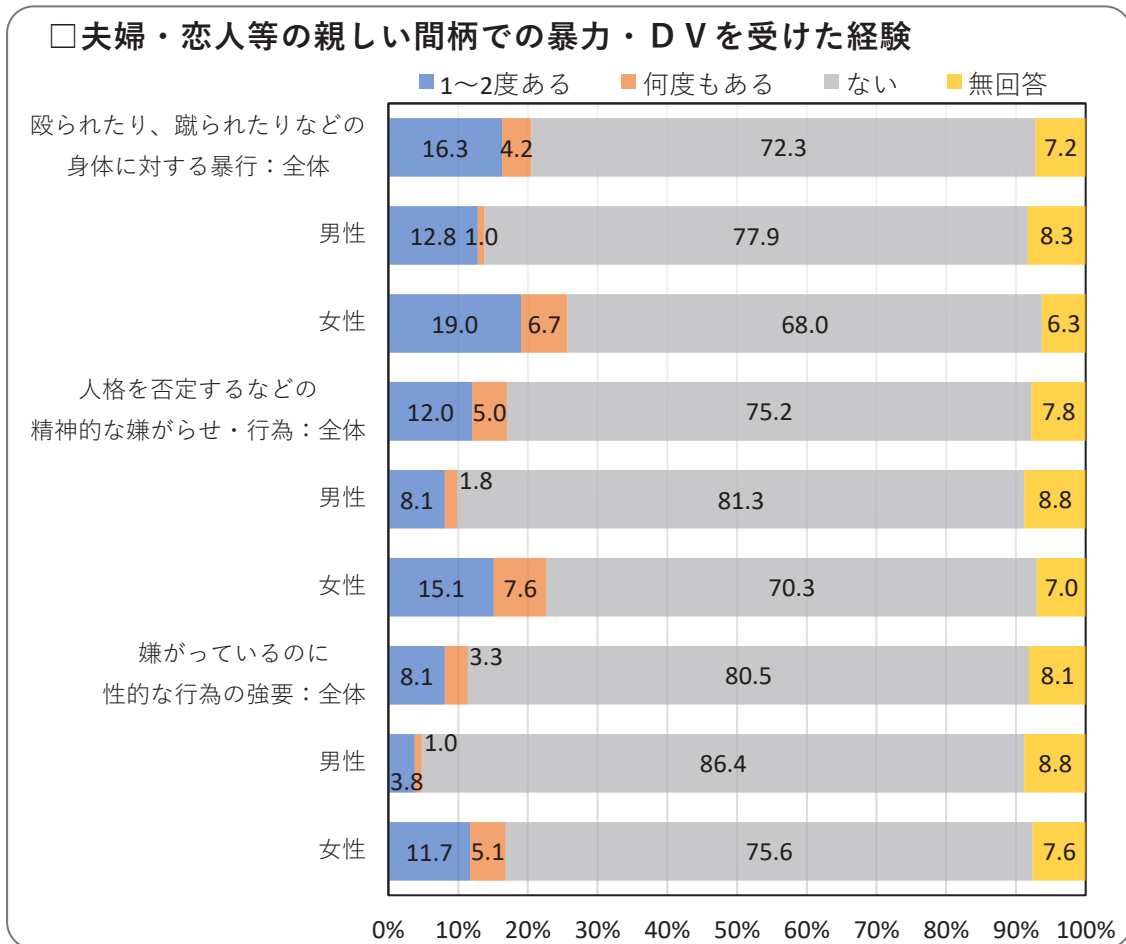
また、本市に直接寄せられた相談件数は、平成 29 年度の 0 件だったものが、令和 2 年度では 3 件と増加しています。

DV 被害者が増加している中、今回のアンケート結果では DV 被害者のうち、暴力を受けていることを相談できなかった（しようとは思わなかった）と回答した人が、50% を超えていたことがわかり、相談窓口の周知や相談しやすい窓口を構築する必要があります。

(2) DVの被害経験（市民アンケート結果）

- 令和 3 年度に実施した市民の DV に対する意識と実態を把握するための「市民アンケート」によると、夫婦、恋人同士などの親しい間で暴力や嫌がらせを受けた経験があると回答した人のうち、「1～2 度ある」と「何度もある」と回答した人は、身体に対する暴力、精神的な嫌がらせ、性的な行為の強要のいずれも女性の割合が多くなっています。

また、全項目において、暴力を受けた経験があると回答した人は、前回（平成 29 年）調査より増加しています。

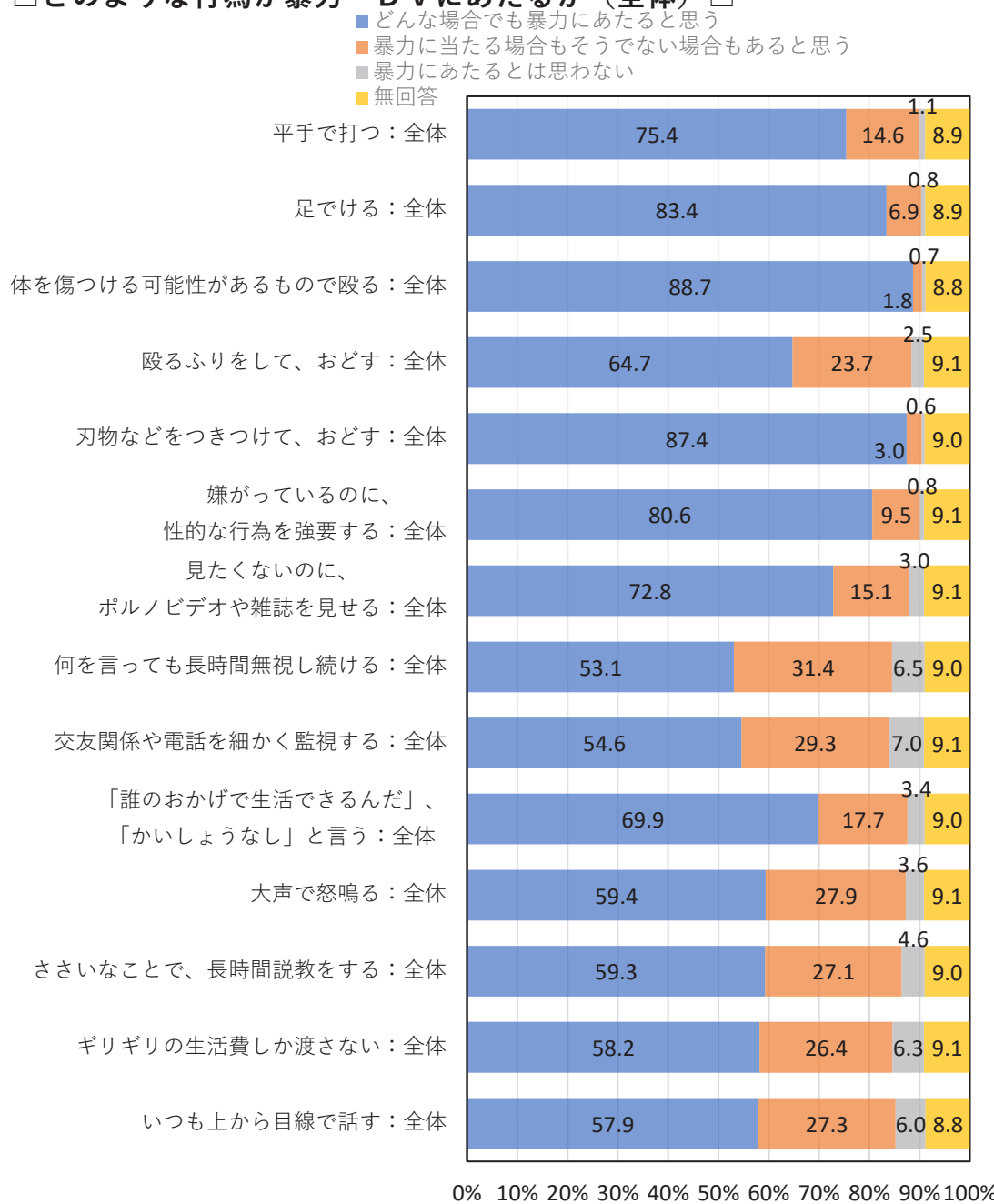


■ 配偶者間において、どのような行為が暴力・DVにあたるかについては、全項目で「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合が最も高くなっています。

「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」と「暴力にあたるとは思わない」を合計した回答で比較しても、全項目が「どんな場合でも暴力にあたると思う」を下回る結果となっています。

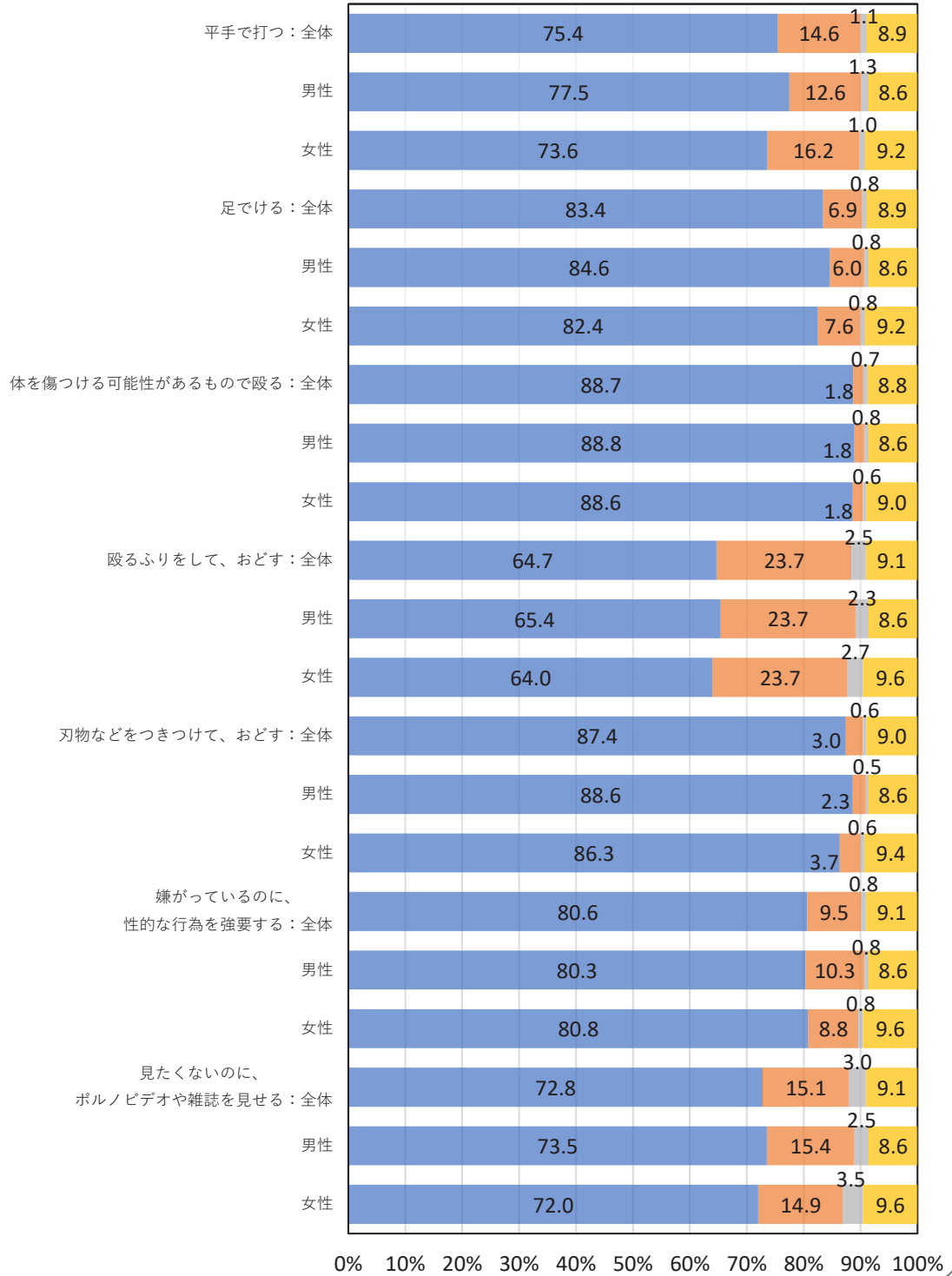
※ 前回調査では、「何を言っても長時間無視し続ける」と「交友関係や電話を細かく監視する」は「どんな場合でも暴力にあたると思う」を上回っていました。

□ どのような行為が暴力・DVにあたるか（全体） □



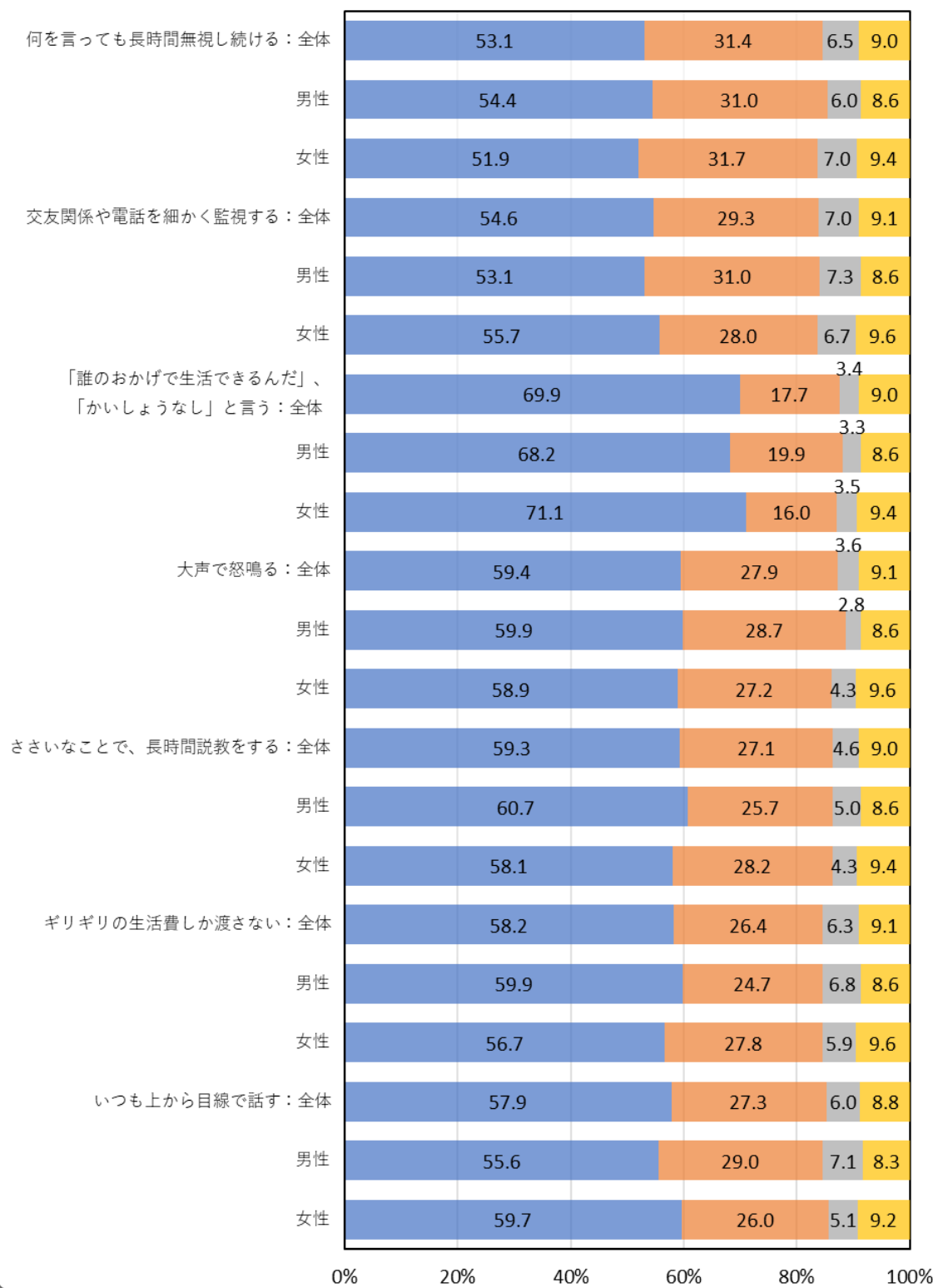
□ どのような行為が暴力・DVにあたるか（性別） □

- どんな場合でも暴力にあたると思う
- 暴力に当たる場合もそうでない場合もあると思う
- 暴力にあたるとは思わない
- 無回答



□どのような行為が暴力・DVにあたるか（性別）□

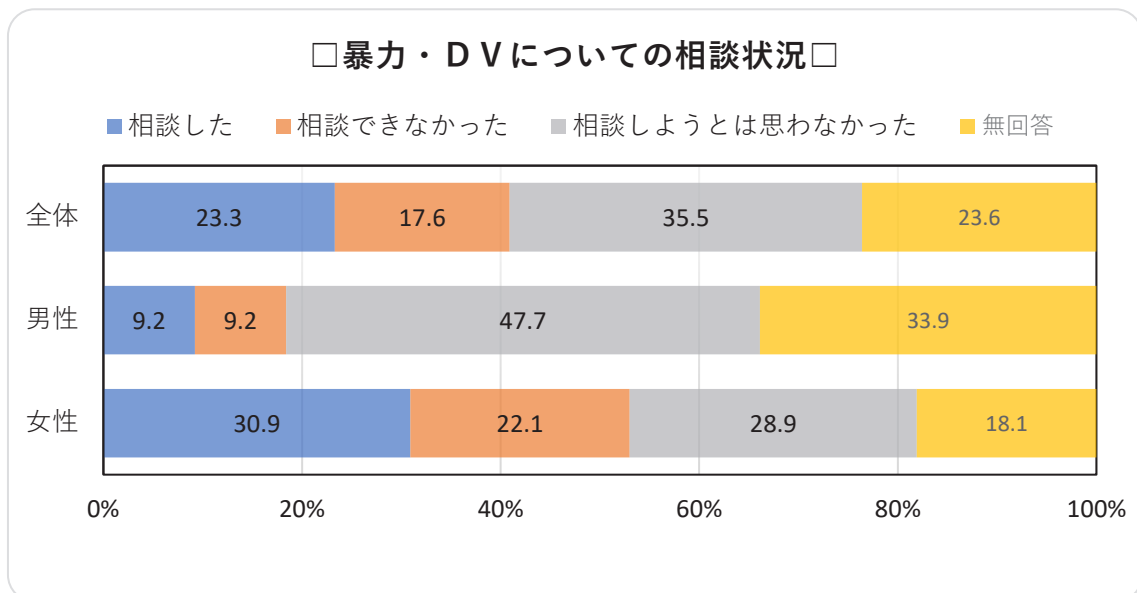
- どんな場合でも暴力にあたると思う
- 暴力に当たる場合もそうでない場合もあると思う
- 暴力にあたるとは思わない
- 無回答



■ 暴力・DVや嫌がらせ等についての相談状況を見ると、「相談しようとは思わなかった」(35.5%)と回答した割合が最も高く、次いで「相談した」(23.3%)、「相談できなかった」(17.6%)の順となっています。

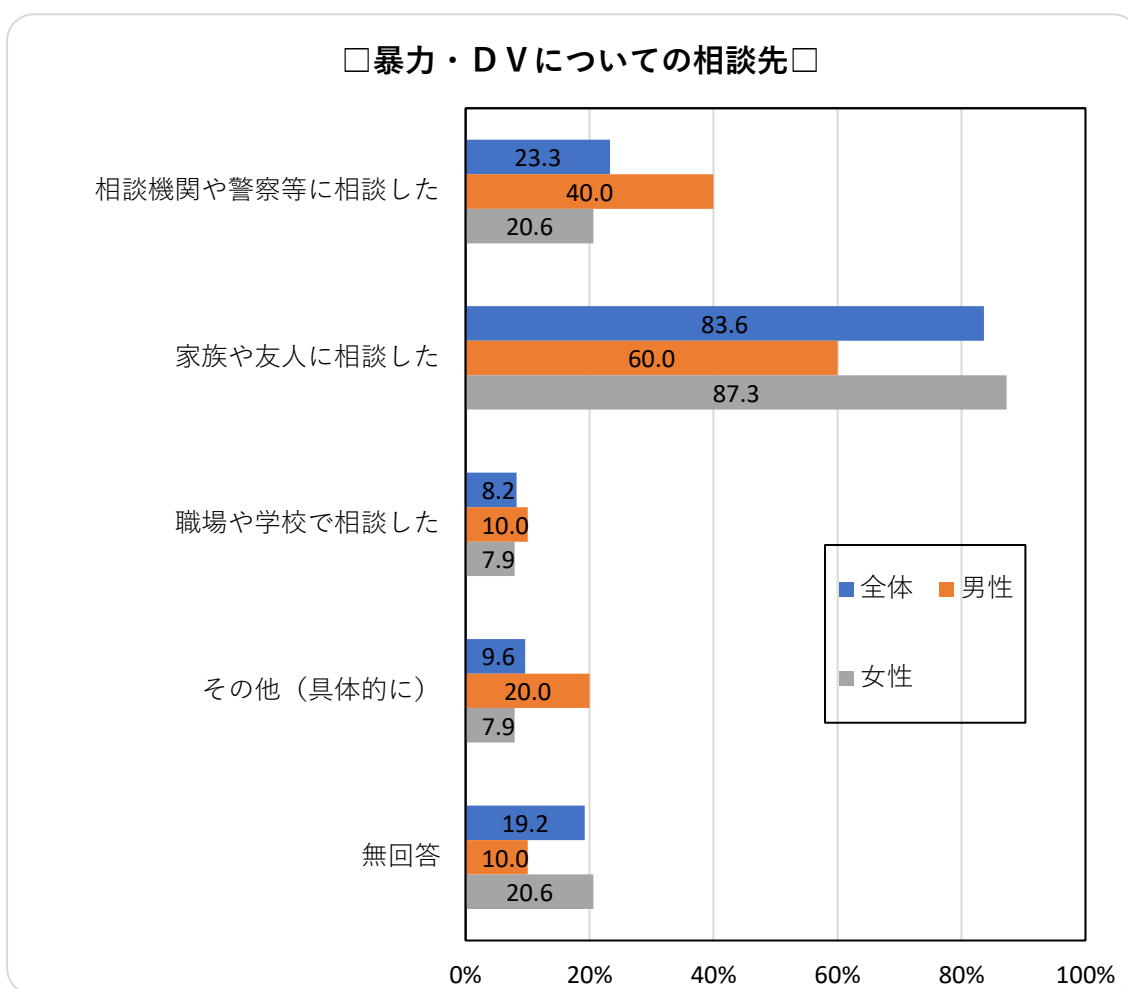
また、性別で見ると、「相談しようとは思わなかった」(男性47.7%・女性28.9%)、「相談した」(男性9.2%・女性30.9%)、「相談できなかった」(男性9.2%・女性22.1%)となっています。

前回調査と比較すると、「相談できなかった」は3.8ポイント高くなっており、「相談した」8.6ポイント・「相談しようとは思わなかった」は15.9ポイント低くなっています。



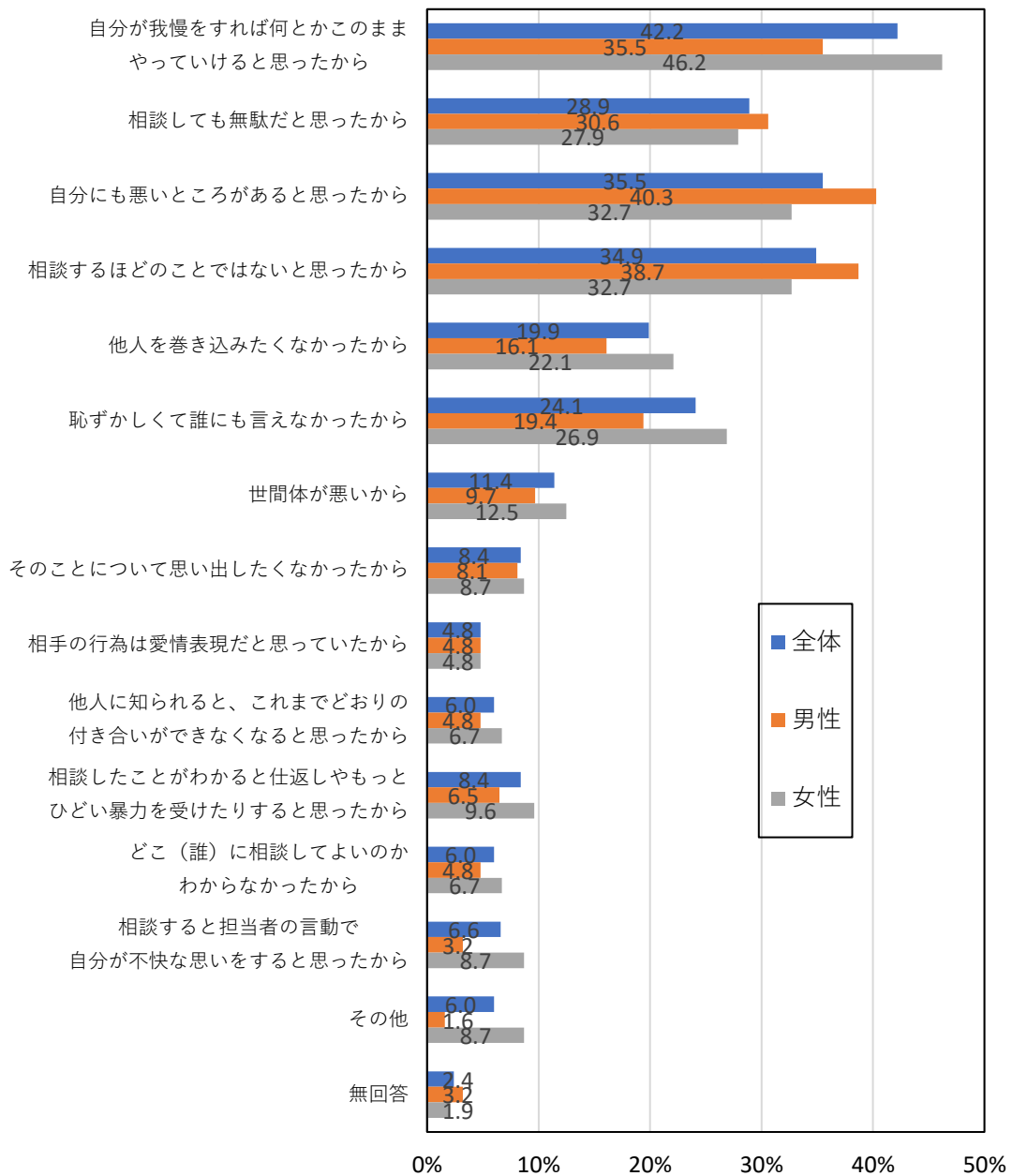
- 暴力・DVや嫌がらせ等についての相談先をみると、男女共に「家族や友人に相談した」(83.6%)が最も高く、次いで「相談機関や警察等に相談した」(23.3%)、「その他」(9.6%)、「職場や学校で相談した」(8.2%)の順となっています。

前回調査と比較すると、「相談機関や警察等に相談した」は0.9ポイント、「その他」は9.6ポイント、「職場や学校で相談した」は2.2ポイント高く、「家族や友人に相談した」は3.0ポイント低くなっています。



- 「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」理由についてみると、「自分が我慢をすれば何とかこのままやっていけると思ったから」(42.2%)と回答した割合が最も高く、次いで「自分にも悪いところがあったから」(35.5%)、「相談するほどのことではないと思ったから」(34.9%)、「相談しても無駄だと思ったから」(28.9%)、「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」(24.1%)、「他人を巻き込みたくなかったから」(19.9%)の順となっています。

□相談できなかった・しようと思わなかった理由□



3 DVに対する取組の現状

(1) DV防止法等の変遷

平成 16 年	① 「配偶者からの暴力」の定義拡大
	② 保護命令制度の拡充(元配偶者に対する保護命令、被害者の子への接近禁止命令、退去命令、の期間の拡大)
	③ 市町村による配偶者暴力相談支援センター業務の実施
	④ 被害者の自立支援の明確化
	⑤ 警察本部長等の援助
	⑥ 苦情の適切かつ迅速な処理
	⑦ 外国人、障がい者等への対応
平成 19 年	① 市町村基本計画の策定(努力規定)
	② 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
	③ 保護命令制度の拡充(電話等を禁止する保護命令等)
	④ 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令に関する通知
平成 25 年 改 正	① 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を適用対象
	② 法律名の変更(「等」)を追加
平成 26 年	① 「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことに伴う条文改正
令和 元 年	① 連携・協力すべき関係機関として児童相談所を明確化
	② 保護の適用対象として、被害者の同伴家族が含まれることを明確化
令和 3 年	① GPS を用いた位置情報の無承諾取得等を規制対象行為に拡大する等の改正
	② ワーキング・グループによる配偶者暴力防止法見直し検討

(2) 本市における取組

庁内の関係部署が相互に連携し、DV被害者への的確な支援を行うために、平成22年に「西之表市DV対策庁内連携会議」を設置しています。

平成30年に策定した「第3次西之表市男女共同参画基本計画」では、男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶を重点目標に掲げ、あらゆる暴力行為の排除を明記しました。

また、DV相談窓口として、平成30年度から福祉事務所に「市民総合相談係」を設置し、相談体制の充実を図っています。

令和3年5月に18歳以上の市民の10%を無作為に抽出し、DVに対する意識と実態を把握するために「市民アンケート」を実施しました。